

# 中津川市建設工事発注基準

(平成12年3月8日中建第182号)

改正 平成12年9月1日

改正 平成17年4月1日

改正 平成17年11月21日

改正 平成22年12月1日

(目的)

第1条 この基準は、中津川市の発注する建設工事の請負契約を締結する場合における一般競争入札及び指名競争入札並びに随意契約の見積に参加する建設業者の等級各付に必要な事項を定める。

(等級各付)

第2条 建設工事及び建設業者の等級各付は、工事費及び建設業者の総合評点により、次のとおりとする。

## 1 土木工事一式

等級	工事費	総合評点
A	3,000万円以上	800点
B	500万円～3,000万円未満	700～800点未満
C	500万円未満	700点未満

## 2 下水道工事

等級	工事費	総合評点
A	3,000万円以上	800点
B	1,000万円～3,000万円未満	700～800点未満
C	1,000万円未満	700点未満

## 3 建築工事一式

等級	工事費	総合評点
A	5,000万円以上	800点
B	1,000万円～5,000万円未満	700～800点未満
C	1,000万円未満	700点未満

## 4 電気工事

等級	工事費	総合評点
A	1,000万円以上	700点
B	300万円～1,000万円未満	600～700点未満
C	300万円未満	600点未満

## 5 管工事(建築工事に関連するもの)

等級	工事費	総合評点
A	1,000万円以上	800点
B	300万円～1,000万円未満	700～800点未満
C	300万円未満	700点未満

6 管工事（水道工事に関連するもの）・水道施設工事

等級	工 事 費	総合評点
A	1,000 万円以上	700 点
B	500 万円～1,000 万円未満	600～700 点未満
C	500 万円未満	600 点未満

7 舗装工事 完成出来高（経営事項審査による2年平均工事高）

等級	工 事 費	完成出来高工事額
A	1,000 万円以上	1 億円以上
B	500 万円以上～1,000 万円未満	300 万円～1 億万円未満
C	500 万円未満	300 万円未満

8 前各号に定める建設工事以外の建設工事については、必要に応じ各部の指名委員会において等級各付を設けることができる。

9 等級各付を設けない建設工事については、土木工事一式工事に準じて扱うこととする。

（総合評点）

第3条 総合評点は、建設業法に基づく経営事項審査の総合評点とする。

2 総合評点の見直しは、毎月1日現在の中津川市入札参加資格者名簿登載業者を対象として、入札参加資格の更新申請に提出させる最新の経営事項審査の総合評点により行い、審査翌月1日現在名簿から適用する。

附 則

この基準は平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年8月18日決裁）

この基準は、平成12年9月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日決裁）

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月18日決裁）

この基準は、平成17年11月21日から施行する。

附 則（平成22年11月15日決裁）

この基準は、平成22年12月1日から施行する。